

平成22年3月第23回互理町議会定例会会議録(第2号)

○ 平成22年3月5日第23回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員(20名)

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	教育総務班長	金 山 基 裕
生涯学習課長	佐々木 利 久	農業委員会事務局長	東 常太郎
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5号 亶理町デイサービスセンター条例の一部を改正する
条例
- 日程第 3 議案第 6号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 4 議案第 7号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 8号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 9号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 10号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 11号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 12号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 13号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 14号 亶理町老人憩いの家条例を廃止する条例
- 日程第 12 議案第 15号 財産の無償譲渡について（逢隈老人憩いの家）
- 日程第 13 議案第 16号 財産の無償譲渡について（吉田老人憩いの家）
- 日程第 14 議案第 17号 土地の取得について（（仮称）逢隈公園用地造成事
業）
- 日程第 15 議案第 18号 字の区域をあらたに画することについて
- 日程第 16 議案第 19号 字の区域の変更について
- 日程第 17 議案第 20号 町道の路線廃止について
- 日程第 18 議案第 21号 町道の路線認定について
- 日程第 19 議案第 22号 亶理地区行政事務組合理約の変更について
- 日程第 20 議案第 23号 平成 21年度亶理町一般会計補正予算（第 8号）
- 日程第 21 議案第 24号 平成 21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予
算（第 4号）
- 日程第 22 議案第 25号 平成 21年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第 23 議案第 26号 平成 21年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 2号）

日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補
正予算 (第 3 号)

日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度亙理町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ
て

日程第 2 7 議発第 1 号 亙理町議会会議規則の一部を改正する規則について

午前 9 時 5 8 分 開議

議 長 (岩佐信一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 (岩佐信一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、2 番 熊澤 勇議員、3 番
鞠子幸則議員を指名いたします。

次に、諸般の報告をいたします。

教育委員会委員長より、説明員変更の通知がありました。学務課遠藤課長にかわ
り、学務課金山班長が説明員として出席しますので、ご了承願います。

次に、提出議案についてであります。規則改正案 1 件を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 5 号 亙理町デイサービスセンター条例の一部を改正す
る条例

議 長 (岩佐信一君) 日程第 2、議案第 5 号 亙理町デイサービスセンター条例の一部を
改正する条例の件を議題といたします。

[議案末尾掲載]

議 長 (岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第5号 亶理町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

亶理町デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。なお、内容につきましては別紙資料の新旧対照表を使ってご説明させていただきたいと思えます。

1 ページをごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表の1 ページでございますけれども、この改正につきましては、第2条第2項の表から亶理町デイサービスセンター鳥の海荘を削除するものでございますが、これは現在、鳥の海荘につきまして管理者に指定しております社会福祉法人日就会が、新たに民設民営でデイサービスセンターを運営開始するという事に伴いまして、廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、条例の改正は今説明されたとおり、いわゆる日就会が指定管理を行っていたのを、今度は民設民営で日就会がやるという、ある種変わりはないんですけども、今までのサービスが維持、そして向上されるように、町としてどのように取り組むのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 直接町での運営ではなくなりますけれども、これからも各施設の会議等がございますので、そちらのほうで全体的なかかわりを持っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 亶理町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 亶理町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第6号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第6号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。内容につきましては同じように新旧対照表を使ってご説明申し上げたいと思いますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正内容でございますけれども、第2条第1項第2号、ちょうどこのページの下から3行目になりますけれども、こちらの助成対象のほうに、肝臓の機能障害という項目を新たに加えるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 肝臓の機能障害の程度が3級の方は、亶理町で何人いるのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 障害につきましては、これから新たに認定になるということで、現在受付をしている状態でございます。したがって、人数につきましては現在のところ把握できておりません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第7号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第7号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。内容につきましては新旧対照表3ページ、4ページを使ってご説明させていただきたいと思っておりますので、まず3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回の改正でございますけれども、こちらの3ページのほうでございます第26条第1項第3号に規定されております各号がございまして、こちらの各種保険のほうに加入している加入者ご本人が75歳になりまして、後期高齢者のほうの保険に移行するという場合、今まで社会保険であれば社会保険等、同じ保険に入っておりました扶養者の方は、自動的に国民健康保険のほうに入るようになります。そうしますと後期高齢者医療制度のほうと、国民健康保険のほうと、両方に入るわけですが、今まで扶養ということで保険料の一切発生していなかった扶養者の方が国民健康保険に入ることによりまして、必ずかかります均等割、

それから平等割、等々がかかるようになってまいります。その分につきまして、後期高齢者及び健康保険のほうで2分の1の減額をするというふうな制度でございます。

なお、所得がない場合については7割軽減というのがございますので、そちらのほうで該当する場合にはそちらが優先されるわけなんです。最低でもその2分の1の軽減を受けられるというふうな減免の内容でございますが、続きまして4ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正は、この下のほうでございます。附則の第15号でございますが、今申し上げました減免の特例につきまして、これまでは取得の日から2年間というふうな期限がございました。今回の改正でその2年間という期限を削除しまして、取得の日から当分の間、ということで、引き続きこの減免の特例を受けられるというふうな改正内容でございます。

それでは議案書の3ページにお戻りいただきまして、附則でございますけれども、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 当分の間というのは、どういう期間なのですか。当分の間というのは、非常にあいまいな言葉なので、政府の見解も含めて、当分の間というのはいつまでなのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 私が理解するには、現在政府のほうで後期高齢者医療制度につきまして見直しをかけておりますので、そちらの方針が決まり次第というふうなことで理解しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） そうしますと、後期高齢者医療制度を廃止して新しい医療制度をつくると鳩山政権は言っていますけれども、今の方針だと2003年4月から新しい制度をつくるんだと。それまでというふうに理解していいんですか。2013年ですね。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 具体的なことにつきましては、こちらのほうに示されており

ませんので、先ほどは私の見解を申し上げさせていただきましたけれども、結論からいきますと当分の間ということで、期限が定められていないという解釈しか、今のところできません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今は要するに期限が定められていないと言っておきながら、新しい後期高齢者医療制度が廃止されて新しい制度ができるまでだと。それは2013年だと思うんですけども、それではないんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） そのとおりでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第8号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第8号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

説明につきましては、新旧対照表5ページのほうを使ってご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回の改正でございますが、亘理町中央児童センターが新たに整備されたことに伴いまして、第3条でございます表のほうに、名称、位置を新たに加えるものがございます。また、今回の改正に合わせまして、今まで管理運営に関して規定しておりました規定のほうを、新たに文言の訂正も含めまして規則を定め、管理運営を行うものがございます。

それでは議案書4ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点ですけれども、今まで逢隈保育園などで行っていた子育て支援事業はどういうふうになるのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 逢隈のほうで行っておりました子育て支援につきましては、それはそのまま引き続き行われます。ただ、補助事業といたしまして大きくやります子育て支援事業につきましては、今回設置いたします亘理町中央児童センターが中心になって行うようになります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 保育所、幼稚園、学童保育、児童館などの全体的な子育て支援の施策の中で、中央児童センターをどういうふうに位置づけているのですか。全体的な子育て支援の中で、中央児童センターをどういうふうに位置づけているのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 各地区それぞれに特色もございますし、地区、地区の交流もございますので、各地区の子育てセンター、子育て支援につきましては引き続き行いまして、中央児童センターにつきましてはその包括的なものと、あるいは何か全体的な、一体で事業を行いたいという場合の取りまとめ役といった位置づけで考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第9号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第9号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

亶理町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

それでは同じように新旧対照表6ページでご説明させていただきたいと思いますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正でございますが、第3条でございます表のほうに亶理つばさ児童クラブ、亶理あおぞら児童クラブ、それぞれ両クラブが現在ございます小学校から、今度新たに設置いたしました中央児童センターのほうに移るということで、位置の訂正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議

員。

3 番（鞠子幸則君） 亘理つばさ児童クラブの定員が45から55人に10人増ですね。亘理あおぞら児童クラブが40人から55人に15人増ですけれども、これでいわゆる待機児童、学童保育を待っている待機児童は解消されるのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回110人で、今までの実績から見ますと十分対応できると考えていたのですが、施設が新しいということもございまして、現在118名の申し込みがございます。ただ、施設的に面積の余裕がございますので、全員が毎日100%児童クラブにいらっしゃるということでもございませぬので、ある部屋を利用しながら、なるべく待機者がいないという状況で受け入れたいというふうで現在考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） そこで、学童保育の設置運営基準はつくっているのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 国のほうで示しておりますガイドラインにのっとって現在運営しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 例えば対象児童、適正規模、そして保育時間、施設設備、1人当たりの広さの規模、指導員の配置基準、保護者の参加と協力、連携、子供に保証すべき保育内容、子供の把握と記録、保育計画、関係機関との連携、国の基準は国の基準としながらも、それを踏まえて具体的に亘理で学童保育を行うときに、こうした基準、設置運営基準は持っているのですか、持っていないのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今お話しいただきましたそれぞれの児童クラブでの運営方法、その内容につきましては、各児童クラブ、それから施設長が集まりまして、年間の事業計画を立て、そこの中で実施させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第11号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第10号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第11号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第10号及び議案第11号について、当局から提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 議案第10号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

亶理町運動場条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改め、また別表も次のように改めるものでございます。このことにつきましては、中央公民館南グラウンドに野球用のバックネットや、内野に砂を敷くなど、運動場として使用できるようにいたしました。そこで、名称を旧館運動場として、また亶理小学校西校庭を芝生化して運動場としての整備を図りましたことから、名称を亶理運動場として町民に利用していただくために、今回条例の一部を改正して貸し出すものでございます。

改正の内容につきましては、別紙資料の新旧対照表7ページをお開きいただきました

いと思います。

まず初めに、第2条第2項の表ですが、あぶくま公園運動場の次に旧館運動場を加え、その次に亘理運動場を加えるとしての名称と位置を条文化したものでございます。

次に8ページをごらんいただきたいと思います。

今回整備した旧館及び亘理運動場につきまして、運動場として貸し出すことになることから、旧館運動場につきましてはあぶくま公園運動場と同程度の整備状況でございますので、1時間当たり200円として貸し出しいたしたく使用料を設定させていただきました。また亘理運動場につきましては芝生を植えつけるなど、整備にかなりの投資をしておりますので、亘理公園野球場と同額の1,000円に設定させていただきました。さらに、両運動場とも照明がございますので、夜間照明を使用できることから、照明を使用した場合に電気料金相当額ということで、1時間当たり200円として貸し出したく、設定するものでございます。

備考の2項ですが、照明使用料について原則的には受益者負担ということから、減免しないとしているものでございます。

さらに参考ですが、今回整備いたしました旧館運動場につきましてはイベント時の駐車場として貸し出すこともございますので、そんなに高額な料金にはしなかったと。

また、亘理運動場につきましては、中央児童センター、亘理小学校の児童も利用するというので、町内にいる方を原則利用という形での規定をさせていただいたものでございます。

議案に戻りまして、附則、この条例は平成22年4月1日から施行するというのでございます。

続きまして議案第11号 亘理町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

亘理町都市公園条例の一部を次のように改正する。

こちらにつきましても、亘理町運動場条例の一部を改正する条例と同じ理由につきまして、今回の条例の一部を改正して貸し出すものと思いたいのでございます。

改正内容につきましては、別紙対照表9ページをごらんいただきたいと思いま

す。

別表第5の表の陸上競技場の使用料ですが、こちらにも芝生化整備に投資をいたしましたものですから、亘理公園野球場と同額の1,000円に設定させていただきました。また、料金を決めさせていただきました。また、町外者の方については町内の方の3倍を徴するという定めがございますので、その定めのおり3,000円とさせていただきます。

議案に戻りまして、附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上、説明を終わりますので、よろしくご審議方お願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第10号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 亘理運動場の関係で、過去にサッカー協会関係者からサッカー場をつくってほしいという要望が町に提出されているはずですが。それとの関係で、どう考えるのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 確かに、サッカー協会のほうから要望がございます。ということで、今回は天然芝による整備でございますが、土日についてはサッカー協会、特にスポーツ少年団の利用が主になるものと思っております。平日、それにつきましては中央児童センターが隣接しておりますし、亘理小学校についても大人数の学級、生徒でございますので、その方が日中活用するものと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 亘理運動場の整備で、サッカー協会などの関係者の要望は満たされたというふうに理解しているのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 今回の整備につきましては、サッカー協会自体は人工芝での整備をお願いしたいということのようでございますので、すべてを満たしているわけではないと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） お尋ねいたします。亙理運動場の使用のことについてですが、中央児童センターの皆さんたち、もしくは亙理小学校の皆さんたちが授業もしくは授業以外でそこを使用する場合も、やはりこういう1,000円という規定の中で使用することになるのでしょうか、伺います。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 規定のほうに減免措置ということがございますので、無料でお使いいただくということになるかと思えます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

議長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 同じく亙理運動場と荒浜の陸上競技場の芝生化グラウンドなんですけれども、これは申し込みが1週間全部続いたら貸し出しするのか、それとも芝生のメンテナンスの日をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 芝生につきましては、毎日使用いたしますと傷めるということが確かにございます。ということで亙理運動場につきましては4分割という形で、日を改めながら使っていただくかということで、これから学校、児童センター等と協議をしていきたいと思っております。

鳥の海につきましては、土日が中心の利用になるかと思っておりますので、平日に管理をしていきたいと。

それと同時に芝を休める期間が必要ということがございまして、ただいまですと夏場期間の梅雨前ぐらいか、それと2月か3月時に1カ月ずつ芝生を休めるという形で今、管理等々を含めて検討をしているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 今の件はよくわかったんですけども、多分、メンテナンスはサッカー協会を中心としたボランティアというふうにお伺いしているんですけども、この使用料の値上げ分は、例えば昼食代とか、何かに充てる予定はございませんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） まずもって、亙理運動場につきましてはほとんどが減免団

体がお使いになるかなということ、そう多くの使用料は期待できないものと思っております。鳥の海の陸上競技場でございますが、こちらにつきましては減免団体以外の方がお使用で、二、三万円程度の使用料をいただいております。それが1,000円になることから、確かにお金は多少はふえるかと思いますが、次のですね、はい、わかりました。亘理運動場そのものについては減免団体が主ということから、その分の使用料を昼食代に充てるということではなく、管理委託費ということで、当初予算のほうに計上させていただいておりますので、そこでの対応でお願いしたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今、課長の説明では、減免団体の内容については説明がなかったんです。どのような方々が減免団体になるのか、使用料が大して見込めないという話なんですけれども、この条例では町内の小中学生は1,000円の半額であると。そうした場合、減免団体というのは、安藤さんが聞いたように、亘理小学校の子供が授業中に使えば減免だというふうに話を聞いたので、そのほかにどこが減免になるのか、あくまでもちょっと……。

ただこの1,000円というのが本当に妥当な金額なのか。もし減免団体ばかりであればいいんですけれども、スポ少で管理する団体が1,000の半分だから1時間500円、500円プラス照明料が200円。夕方まで使うとすれば700円ですね。700円を2時間使ったら1,400円。これを練習として20日使ったら相当な金額になると。その辺も検討なされてこのような値段を、単価を設定したのか、それらについてお伺いします。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 減免団体につきましては管理規定のほうで定めがございまして、まずもって町内小中学校については全額減免。あとスポーツ少年団団体等、社会教育、社会体育関係団体についても全額減免という形になっておりまして、現在使用している、これから使用すると思われる団体については、ほとんどが減免になるかと。それで、成人対象のクラブチームというのが当然ながら使用料をお支払いしていただく団体になるかと思いますが、亘理都市公園の野球場につきましても1時間1,000円という形での使用料をいただいていると。それでも団体活動として十二分に使用料をお支払いしながら利用しているということもござ

いますので、亙理運動場についても、芝生という形の中で今までにない施設として整備したものですから、その程度のお金は徴収したいということで、今回使用料として定めさせていただきました。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） そうした場合に、備考の2番、「町内の小中学生が利用する場合の使用料は、照明料を除き半額とする」町内の小中学生が利用する場合は全部減免じゃないのですか。なぜこの項目が出てくるのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ここに書いてある小中学生というのは、学校の校内活動以外のときに使用するということで、ですから自分たちが親の監視のもとに自分たちの活動として使う場合については料金がかかるということでの違いでございます。学校として使用する場合、児童生徒については使用料は減免いたします。ただし、学校以外の時間帯において親の管理のもとに自分たちが使うという意思の中で使用した場合については半額になると。ただ、夜間照明はその分減額もしませんという規則でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 何かちょっと説明がわからないんだけど、学校以外で使用するというのはどういう場合を想定するのか私にはわからない。要するにそういう団体であっても、町内の小学生、中学生が使用すると、いろいろな催し物だと思うんです。それらには料金をいただくと。教育委員会とか行政側の主催でやる分には要らないと。そういう分け方というのは、その辺は今、子育てとかいろいろやっている中で、任意の団体が子供を相手にして親御さんたちがやるというものに料金を課す、使用料を取る。それは考え方が違うんじゃないかと私は思うんですけど。教育長でも町長でもいいですけど、その辺について答弁を。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 学校並びに町が育成する団体という形になれば当然ながら減免するということが出ておりますので、そこで条文として読み込めるか。それと、ここに書いてあるのは純然たる自分たちが自分の趣味等々でやるということで使用した場合については、という二通りの考え方で決め事でこうさせていただいているところでございます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） もう少し具体的に言わないと。使用料そのものについては、何大会とか、いろいろな大会がある場合についての使用料を取るんだということで、町内の児童生徒そのものについては減免になるんだということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいま町長が申されたのは、ここに書いてあるところではなく、減免というところの話のところに出てきたものと思っています。ここに書いてございますとおり、町内の小中学生につきましては、学校行事及び社会教育、体育、保健福祉業務、それらについても同じように町行事でございますので、その方については減免条文を見させていただきまして、減免することで、今現在もやっております。純然たる、そういう目的もなく運動場があるので使いたいということで使う場合においては半額になるという規定でございまして、今まで現実的にはこれで対応した事例は今のところないというのも事実でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の料金のことですが、陸上競技場、今のところいろいろな合宿とか何かで亘理町が話題になっております。そういう場合、3,000円という、随分高校生も山形、秋田あたりから来るというケースも聞いております。その場合は……。あ、すみません。

議 長（岩佐信一君） 6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 今の亘理町の亘理運動場なんですけれども、例えば子供会とか育成会が年1回ずつイベントをやるんです。そういう場合は対象になるのかどうか。

議 長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 育成会という形になれば、社会教育の育成団体ということでございますので減免になります。ただ子供会ということになると、その点のご協議をさせていただくということになろうかと思えます。

議 長（岩佐信一君） 6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 例えば成人の方が趣味でサッカーをやっているんですけれども、ちょっと10分なり30分なり勝手に練習してしまったと、そういうものを監視すると

いうことは、どこまで考えているのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 亘理運動場につきましては、門扉がすべてつくという形になっております。塀を乗り越えてということになりますと、なかなかその人間のモラルになるかと思imasuので、平日は中央児童センターが周知のことということになるので、なかなか利用はしづらいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） もう一度確認したいんですけれども、ここの運動場を使うときは、どこに申し込むのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいまの件でございますが、運動場すべてにつきまして生涯学習課のほうで窓口処理させていただいておりますので、中央公民館、教育委員会のほうまでご足労いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） そうすると生涯学習課のほうに申し込んで、かぎをもらって、そして自分であけて、そして返すという流れになるわけですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） そういう形で日中は努めていきたいと思imasu。ただ土日等につきましては、あぶくま公園とか都市公園と同じように、役場の宿直室にかぎを置きたいという形で、今からその管理面については町当局と詰めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） ただいまは失礼しました。11号の議案で質問いたします。陸上競技場は町外者が3,000円になっております。これは近隣に角田、岩沼の陸上競技場がありますが、それらとの料金の差とか、また東北の中心の雪のある地域から合宿が結構亶理町でなされております。その場合、学生、大学生クラスまで、減免の考えはあるのか、その点をお聞きします。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 町外者への、今は3倍という形での設定でございます。他市町につきましては、1.5倍から2倍という設定が多いようでございますが、町内の施設をやはり町内の方に利用していただくというところが主眼に置かれておりました。町外者の方については多少高くても利用したいというところに主眼を置いた料金の設定ではないかと思っております。

それと、町外からの学校ということでございますが、やはりこれにつきましては、今申したとおり町内の学校生徒に対していろいろと利活用を図っていただくという点から、町外の方については一般の方と同じ扱いをさせていただいているというのが現実でございます。ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 18番島田金一議員。

18番（島田金一君） グラウンドをきちんと整備して、高いグラウンドであってもぜひ使いたいという整備をするという形で生涯学習課長がお答えになりましたが、やっぱり一つはスポーツの町という売りで今からわたり温泉鳥の海を中心に観光客兼スポーツをする人たちが集まる場所としても亶理町は取り上げられていると思いますが、そういうふうなところにちょっと利便性というか、代金の優位さを少し持ってもよろしいのかなと思っております。いま一度ご答弁をお願いします。

生涯学習課長（佐々木利久君） 都市公園条例並びに運動場条例ということで、使用料につきましてはすべて同一的な形の考え方でさせていただいておりますので、今後その辺をどうしていくべきかということは、今後の検討とさせていただければと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 前の議案で若干答弁されていましたがけれども、使用料で、町内居住者が200円から1,000円、町外居住者が600円から3,000円と5倍ですけれども、これが料金改定でどれくらいの増収になるのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいまの質問でございますが、平成20年度の使用料等についてでございますが、そのところで答弁させていただきたいと思っております。利用者の件数は150件ほどでございますが、その中で利用料金をいただいたのが約3分の1の37回でございます。金額については2万3,000円ほどいただいておりますが、その中の使用団体でグラウンドゴルフの方が一番多くなっております。グラウンドゴルフですと、陸上競技場を使わずに、野球場のほうを使うという形も出てくるかと思っておりますので、単純に5倍になったから5倍の収入が見込めるかという、そこまでは見込んでいないというのが実態でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） もう一つ、5倍は見込んでいないけれども、どのくらい増収になるか、試算はしているのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） おおよそ2倍程度ということで、4万円から5万円を見込んでおります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 議案の10号と関連するのですが、今までのいろいろな質疑を聞いておりますと、この備考欄の解釈と申しますか、ここが大分不明で、理解に不明な部分が多いということで、広報等でしっかりとその使用する団体、小学校、中学校含めて、明確に指導するようにお願いをしておきたいと思っております。答弁は要りません。

議長（岩佐信一君） 質疑でございますので、お願いでは……。

1 番（小野一雄君） では、掲載することについてお願いします。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 6月からの使用開始というところも含めまして、広報に載せる場合において、その辺も明示したいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はございませんか。11番佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 私も先ほどのと関連しますけれども、今まで、この備考にある小中学生の利用する方が生涯学習課に申し込みに来たことはありますか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 私の記憶するところにおいてはございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 11番佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 大人3人、子供2人で使いたいというとき、これは子供料金が設定されるのですか。多分大人が生涯学習課に行って申し込むのだと思いますが、こちら辺りははっきりしないというのを感じるんですけども、このようなことはどのように考えていらっしゃいますか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） お答えします。今、小学生、中学生のみが使用しに来ないかというものにつきましては、野球場並びに運動場のことでございまして、鳥の海公園にはテニスコートもございます。テニスコートにつきましては、中学生がクラブ活動終了後とかに利用するという形で申し込みには来ております。その際については半分のお金をいただいているという実態でございます。あと、親子で利用する場合ということでございまして、その場合につきましては、親の方が申請者という形になりますので、そのまま一般料金でいただいているというところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 11番佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 中学生が使っているという話なんですけれど、中学生は生涯学習課に来て申し込んでいらっしゃいますか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） そのとおり、教育委員会、生涯学習課の窓口に来て申請書

を書いていただいて、利用しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 前の議案で、互理運動場を4つに分けて交互にやるということだったんですけども、陸上競技場の場合、どちらも面積が例えば庭球場だと1面につき200円と出ているんですけども、全部を借りようと思って1,000円払ったら4面のうちの1面しか借りられないという話だったと思うんです。今回は陸上競技場を1,000円払って全面使えるようになるのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 陸上競技場について分割して使用するというような考え方はございません。やはり一部分を使おうと思っても全体を使っている扱いになるかと思います。テニスコートにつきましては1面当たりということで、利用する面積が限られているということから、料金が1面ごとに設定されているわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 同じく町内居住者が1,000円払ったときに、互理運動場で1,000円払ったときに使える面積と、陸上競技場で1,000円払ったときに使える芝生の面積にどのくらいの違いがありますか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 陸上競技場については1万1,000平米、野球場については8,000平米、旧館運動場も約8,000平米ということかと思えます。

議長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） いえ、聞いているのは、芝生の話なんです。芝生で、中央児童センターのところの芝生で1,000円払ったときは、あそこの芝生を全部借りられると思って1,000円払ったら、4分の1でごめんなさい、ということだと思うんです。陸上競技場の芝生だと、1,000円払ったら全部丸々試合できるぐらいの広さになると思うんですけども、その違いで同じ料金というのは、ちょっと整合性がとれていないんじゃないかと、私は考えるんですけども。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 互理運動場の芝生の利用の仕方ということで、日中、小学校が使うとか、中央児童館の児童生徒が使う場合において、そういう4分割で使

っていただきたいと。土日に一般の方が使う場合においては、1面全体で使用するという形になるかと思しますので、4分割ずつ使用していただきたいというお話は、こちらからはいたさないという形になります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。10番平間竹夫議員。

10番（平間竹夫君） 使用の中で町内居住者、あと町外居住者ということでありましてけれども、前にはそれなりに聞いたことがありますけれども、申請者と、各団体に町内の方がいる、いない、それで町内と町外とを分かれるか分かれないうか、その辺の解釈ですか、町内の方が申請すれば町内の料金でいいとか、という形になるかと思っておりますけれども、その辺もきちんとした明確な対応をしておかないと、と思っておりますけれども、その辺はどうなっているか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 確かに、町内の名称であれば町内料金、町外であれば、という形でございます。こちらにも、新たに申請がなされた場合、どういう団体であるかということは、常々、利用状況も確認させていただいております。町外の方がおおよそを占める場合については、次回からは使用を禁じているという実態もでございます。要するに町外扱いで申請してくださいと。町内の方の名前は使わないでくださいという指導もしながら、町内、町外を振り分けさせていただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 平間竹夫議員。

10番（平間竹夫君） その辺のあやふやな部分と私は理解するけれども、ただ、申請者が町内であれば、その団体に半分ぐらい町内が入っていれば、そういう解釈になるものか、団体といっても試合をするのか練習をするのか、わかりませんが、比率というか、申請者が町内であればと、その辺がきちんとしていない、あやふやな部分があって、トラブルにならないければ結構ですけれども、その辺もきちんとした確認というか、しておく必要があるのかなと。人数の比率とか、わかりませんが。その辺のちょっと確認を。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 町内、町外を人数ですぐに定めるということはなかなか難しいものがございます。といいますのは、個々のスポーツ少年団とかスポーツ団体が、対外試合、練習試合という形の中で自分のチーム力を向上するというよう

な場合などにつきましては、自分の町内者以上の人数が集まるということもございますので、定期的なそのチームの活動として、常時の利用をしている場合において、その参加チームの活動拠点として、互理にきっちり居住、事務所を置いているものなのかどうか、その辺で判断をさせていただいているものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質問はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 陸上競技場の中でフィールドとトラックがあると思います。これはフィールドで1,000円なのか、使う人によってはフィールドの中でサッカーする人もいれば、トラックで走って練習する人もいます。それはもしフィールドを貸し付けたからトラックは使えないと、さっきの話では1団体にしか貸さないという話をしているようだけれども、トラックの分はあいていても使えないと。例えば同じフィールドの中でも、我々は1チームだけだから半分で間に合うと、あとの半分は別なチームに使わせても、うまく弾力的に使えば、有効に活用できると。そういう使い方というのは設定の仕方によっていろいろあると思います。それらについてはどのような仕分けをするかと。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいまのところ、貸し付ける際の、という形で、1面をとということでしか検討をさせていただきませんので、利用のあり方については今後、教育委員会内部で詰めさせていただきながら、皆様とご相談してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 今の鈴木議員さんの関係なんですけれども、高校駅伝などが近くなると、1カ月くらい前から県内の高校生が練習しに来ます。当然練習する場所は道路なんですけれども、陸上競技場のトラックでウォームアップということも考えられるんです。その場合は基本的に芝生を使わないと。フィールドを使わないと。トラックしか使わないという団体の対応はどう考えているのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） トラックのみということであっても、陸上競技場全体を、今回は設備投資をしたという観点で、その維持管理のほうに使用料を充てていきたいということから、今回の1,000円の料金で徴収をしたいと思っているところで

ございます。

議長（岩佐信一君） 6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 先ほどの亶理運動場の場合だとフェンスで囲って施錠していると。一般の方は許可なければ入れないという話なんですけれども、この陸上競技場に関してはどうのような管理を考えているか。例えば、もし朝方、夏場だと4時、5時に明るくなっていますけれども、下手をするとモラルのない方のゴルフの練習と化す可能性もあります。その辺の管理の体制というのはどこまで考えているのか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 陸上競技場の管理の方法なんですけど、今現在、約10カ所ぐらい出入り口があります。今ご指摘ありましたように、芝生の中でゴルフとか、犬の散歩をされてフンとか、考えられますので、新年度、22年度におきまして、門扉関係の工事を実施して、一般の人は入れない状態にしておきたいということで考えております。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） この芝生のメンテに関してどこかに委託すると思うんですけれども、それはもう決まったのですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいま協議中でございます。協議相手は亶理町サッカー協会と協議を進めさせていただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時 3分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第12号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第12号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

〔議案末尾掲載〕

都市建設課長（古積敏男君） それでは、議案第12号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表の10ページをお開きください。

亶理町町営住宅条例第3条第2項別表の改正でございます。

現行の名称、倉庭住宅。位置、亶理町字倉庭1番地ですけれども、昭和32年に建設された6世帯が入居できる平屋建ての住宅が1棟、現在建っております。昨年まで4世帯の方に入居していただいておりますけれども、老朽化が激しいということで、これ以上入居させておくのは危険ということで判断いたしましたので、12月までに全員、亶理町逢隈鹿島字倉庭16番地の住宅に、転居していただきましたので、今回改正案としてこの施設を廃止するため、提案をさせていただきました。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第13号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第13号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

長い議案なんですけど、これにつきましては平成21年の12月議会で、一部改正の議決をいただいております。その中身について、新たにその部分を改正するという内容で、このような長い議案の題名になっております。説明につきましては、新旧対照表の11ページでご説明申し上げます。

第2条関係につきましては、亶理町職員の給与に関する条例の一部改正ということで、ここで言う第2条は一部改正のときの第2条という意味でございます。

中段にいきまして、2項の最後でございますけれども、次の3項を加えるという条文がございますけれども、改正の案で1項ふえておりますので、次の4項を加えるというふうなことで、文言を整理しております。

第2条の第5項でございますが、この条文につきましては、月60時間を超えた場合、割増し率100分の150を乗ずるということでの条文の内容なんですが、改正したのが中段第8項において同じという文言をつけ加えております。

第8項については今回の改正の主たる文言でございますけれども、後でご説明申し上げます。

6項につきましては、11ページは改正ございませんで、6項、7項については改正ございません。

8項が新たに追加になったというふうな内容でございます。

この8項の中身につきましては、読みかえ規定が非常に多くございまして、これを読んでも非常にわかりづらいということでございますので、要旨をちょっとご説明申し上げます。

この8項では、第5項、第6項において60時間を超えた場合、割増の時間外手当を支給するという内容でございますけれども、8項におきましては、通常の間外及び週休日も含めて週60時間を超えた場合、振りかえができると。この振りかえの際、当然、週内で振りかえた場合は時間外は発生しないんですけれども、週を超えた場合、今で言いますと100分の25、時間外が支給される。それと、その条文と同じように第5項、要するに週内で時間外を取得した場合は時間外は支給しない。週外で取得した場合には時間外を支給するという内容を、第8項で規定しております。

そういうことで、前回の12月議会から今回の議会ということで、この分の条文をつけ加えて整理したという内容でございます。

条例については公布の日から施行するという内容でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 公布の日からという、公布の日というのはいつになりますでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 一応、公布の予定は今議会が終わってからを予定しております。

以上です。

議 長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） これは土日を加えて月60時間を超えたということなんですけれども、先日の津波の場合はこれに当てはまらないということになりますか。津波のときに、土日出勤されたんですけれども、公布前なので。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 時間外手当につきましては、当然、津波であっても、災害であっても、すべて対象になります。今回津波は2月28日から1日にかけてですね、その分については今回の分に入っておりませんので、影響は受けないですけども、今後そういう災害等がございましたら、当然これと同じような規定で対処するということになります。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 亙理町老人憩いの家条例を廃止する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第11、議案第14号 亙理町老人憩いの家条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第14号 亶理町老人憩いの家条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

亶理町老人憩いの家条例は廃止する。附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

ということですが、内容につきましては、亶理町老人憩いの家として逢隈、吉田両地区に設置しておりましたが、その利用形態が各地区のほうの集会所としての利用形態がほとんどであるということもございまして、4月1日をもって、委託管理をお願いしておりました上の町、下大畑両地区に集会所として無償で譲り渡すことに伴いまして、廃止するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 亶理町老人憩いの家条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 亶理町老人憩いの家条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 財産の無償譲渡について

日程第13 議案第16号 財産の無償譲渡について

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第15号 財産の無償譲渡について、及び日程第13、議案第16号 財産の無償譲渡について、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第15号及び議案第16号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第15号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

記、1、譲渡する財産。

名称、逢隈老人憩いの家。所在地、亘理町逢隈中泉字町裏107番地。構造、木造平屋建て。延床面積、153平米。

2、譲渡の相手方

名称、上の町部落会。

次に、議案第16号 財産の無償譲渡について、同じくご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記として1、譲渡する財産。

名称、吉田老人憩いの家。所在地、亘理町吉田字宮前91番地3。構造、木造平屋建て。延床面積、171平米。

2、譲渡の相手方。

名称、下大畑区会。

以上の内容になっておまして、これは先ほど亘理町老人憩いの家条例廃止の案件で触れさせていただいたわけですが、それぞれの区に無償譲渡したいということでございます。条例が廃止されますと、この財産につきましては町の普通財産となり、無償譲渡に関して議会の議決をいただくというふうなものでございます。

先ほど保健福祉課長から説明があったとおり、両施設とも町の歴史の中で町民の方々が老人福祉施設等利用されております。ちなみに、逢隈老人憩いの家は、昭和52年12月25日に落成しております。現在33年目になっております。議案第16号の吉田老人憩いの家については、昭和50年の3月に落成をしておまして、35年目を迎えている両施設でございます。そういうことから、建設後30年以上の歳月

があり、建物も老朽化しており、町では利用に不便をかけないように、補修工事を実施してまいりました。現在では先ほどのご説明のとおり、利用者についてはそれぞれの行政区での会合以外では全く10年以上利用されていない状況でございます。

また、施設の維持経費である電気料金及び上下水道料についても、10年前以上から町の負担ではなく、各行政区、町内会で負担していただいている経緯もありますことから、両施設とも建物の残存価額もないものであります。ということから、今回無償譲渡し、底地であります土地については、上の町区は区の財産であり、下大畑町内会については町所有地でございますので、普通財産の貸付手続をして今後対応してまいりたいということでございますので、よろしくご審議方お願いいたします。

以上です。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第15号 財産の無償譲渡についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほど、上の町部落会ですか、電気料等を負担してきたということですが、それ以外の管理費含めて、幾らぐらい町からの支出があったかをお伺いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 町の負担でございますけれども、基本的には老人憩いの家という施設名称でございますので、施設の貸し出しについて上の町区にお願いをしていたということございまして、月額1万8,000円で、年間で21万6,000円の管理委託料ということをお願いしているところでございます。これについては、管理委託料は貸し出しのほかに建物内の清掃、そして諸修理、例えば障子が壊れたとか、そういうものも全部含んで管理をお願いしているところでございます。そのほかには建物共済保険料ということで、年間建物共済に入っておりますので、2万8,000円ほどの経費をかけていたという内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 同じ上の町部落会ですが、使用料は取っていたかと思うんですが、取っていたかどうか、金額をお伺いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 老人憩いの家条例、その他管理規則ございますけれども、これについては、あくまでも上の町に関しては、建設当時からの施設に関しては老人憩いの家という名称を使っておりますけれども、ここの6割の経費が建設費1,380万円かかっているわけですが、中泉の上野さんが特別寄附をされた施設でございます。上の町区からも10万円ということで建設に対して寄附をいただいている施設でございます。そういうことから、上の町に関しては最初から電気料金、水道料は払っていた施設ということでございまして、使用料については、区内の会合等については免除という形で、使用料条例の徴収条例がありませんので、利用料は取っておりません。取っていないということで、免除で対応させていただいております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 財産の無償譲渡についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 財産の無償譲渡についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほどの議案15号と同じように、まず町から管理経費が幾ら出ていたか。反面、使用料、利用料を幾らちょうだいしていたかをお伺いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、管理関係の町での支出でございますが、上の町の逢隈

老人憩いの家と全く同じく、施設の管理委託料ということで、年額で21万6,000円。あと、建物共済保険料ということで、老人憩いの家は面積が大きいものから、3万2,000円ほどの保険料の支出でございます。あと、使用料につきましては、この施設についてはほとんどが下大畑区の会合でしか利用されていないということで、使用料徴収はございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 財産の無償譲渡についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第14 議案第17号 土地の取得について（（仮称）逢隈公園用地造成事業）

議長（岩佐信一君） 日程第14、議案第17号 土地の取得について（（仮称）逢隈公園用地造成事業）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

記、1、事業名。（仮称）逢隈公園用地造成事業

2、所在地。亘理町逢隈中泉字中109番1外9筆。

3、面積。6,337平米。

4、金額。2,091万2,100円。

5、契約の相手方、亘理町逢隈中泉字町裏98番地1、佐藤博文外6名でございます。地権者は全体で7名でございます。

次の14ページに土地の取得明細表ということで資料がございますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。

ここの土地の買収単価については、3,300円ということでお願いしたわけがございます。地価下落率は亘理町も近隣市町村も同じなわけがございますが、ここ10年、土地の地価が下がっているということで、この土地についても平成12年からずっと下がっておりまして、現在21年度の用地交渉の中では10年前と比べますと45.1%の下落率があるということで、地権者の方に理解をしていただきまして、単価についてはそのようなご協力をいただいたところでございます。

特に、この公園用地造成の取得に関しては、やはり逢隈北部地区の期成同盟会の重要な要望事項ということもございまして、これについては災害時の一時避難場所、そして多目的公園を整備するという内容でございまして、そのような内容で取得をさせていただくというものでございます。

15ページについては、ちょっとわかりづらい資料でございますが、位置図ということで、ちょうど国道6号線の西側のほうになります。これは中泉医療センターのほうから中泉の集落センターの手前のところからちょうど中泉中線と、町道沼添一里原線に接続されている土地でございます。

内容については以上でございます。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 15ページの位置図なんですけれども、左上といいますか、方角で言うと北西角が欠けているわけです。本来であれば、南のほうは民家がありますけれども、ここまで取得して真四角の形の公園をつくるという予定だったと聞いているんですけれども、この欠けた部分の方はどうして同意をしていただけなかったか、それをお話ししてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、議員さんがおっしゃるように、こちらのほうでも半年ぐ

らいかけまして、大変失礼だったんですけども地権者の方の勤務先にも夜お伺いをして、用地交渉に当たったわけでございます。この方については家族の方ともご相談して、町の提示額の3,300円では協力できないということで、再三、代替地をどうでしょうかというふうなお話をしたわけでございますが、なかなか価格に大きな開きがございまして、そのほかの地権者に関しては、全員3,300円で地区の要望でございまして、ぜひ事業を実施していただきたいと。このチャンスを逃がすと、また実現が不可能になるということでございますから、そういうことで、基本的には、この方についても事業協力はしたいと申しているわけでございますが、どうしても家族との話し合いの中では、単価があと2倍ぐらいないと困るというお話でございまして。今回は事業計画をこのような形でやりたいということで、今回提案したものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 今の単価の関係で交渉できなかったという話なんですけれども、例えば代替地の話はこちらからお願いしたのか、あちらから要望があったのか、その辺をはっきりしたいんですけども。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） やはりこの方の場合は、親父さんのほうから引き継いだ財産なものですから、なかなかそういう財産を次の世代に引き継ぎたいという強い意志がございましたので、そういうことから、本人のほうから、同じぐらいの面積の代替地が近くにあればという要望がございました。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ということは、値段はともかく代替地があればここは譲り渡してもいいというふうなことだったんですけども、最終的には代替地がなかったということですか

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 近隣にはなかったわけでございますが、ちょっと遠いところはあったんですけども、やはりそこではだめだということで、最終的には価格が合わないということで、ご理解をいただいております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 土地の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 字の区域をあらたに画することについて

日程第16 議案第19号 字の区域の変更について

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第15、議案第18号 字の区域をあらたに画することについて及び日程第16、議案第19号 字の区域の変更についての以上2件は、関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第18号及び議案第19号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書16ページをお願いしたいと思います。

議案第18号、字の区域をあらたに画することについてについてご説明申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を次のとおりあらたに画するものとするという議案でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

議員さん方にお断りを申し上げるわけでございますが、この新たに字を画する区域の、24ページに字界図という図面を添付しているわけでございますが、大変大きな面積でございます、それを議員さん方にわかりやすくするために、土地改良区のほうで機械を使いまして縮尺をしたわけでございますが、本当に区切り

が大変申しわけなく思っております。かなり小さい文字でしか表示がございませんので、その分については私の説明でわかりやすくご説明を申し上げますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは17ページ、字の変更を必要とした理由書ということでございます。

当該字の変更区域において、土地改良事業が施行されたことに伴い、同区域の字をあらたに画することによって合理的にしようとするものであります。

記として1、事業名、経営体育成基盤整備事業（逢隈西部地区）。

2、根拠法令、土地改良法第87条第8号。これについては土地改良区の圃場整備の事業の採択をうたっている条文でございます。

3、施工者、宮城県。

4、確定年月日、平成14年5月31日。これは事業採択でございます。

5、施行区域、今回は亘理郡亘理町字東郷、字西郷、字逢隈高屋字石堂上、字保原、字保戸原、字中野上、字中野、字柴北、逢隈神宮寺字二郷、逢隈鹿島字東鹿島、逢隈上郡字下、逢隈下郡字原、字横捲、字明神、逢隈榎袋字中齋、字北郷、字南郷、字石橋、字栗木、逢隈鷺屋字挾間、字深町、字北原、字宮前、字宮東、字石堂、字馬行、字中在家、字関タリ、逢隈蕨字戌及び字西田の一部でございます。

6、換地処分予定年月、平成23年9月でございます。

今回の受益面積については、全体で384.53ヘクタールということで、地権者889人でございます。現在換地業務のスケジュールということで、3カ年ということで今、換地計画書の作成、来年度は換地計画、そして23年度で換地処分ということで、事業が完了するという事になっております。

18ページ、あらたに画する字名。そして左側のほうに、左の区域に包含される区域ということで、かなりの内容でございますので、従前の字名、地番については省略させていただいて、あらたに画する字名ということで、18ページは字鹿島ということで新たに作る字名でございます。これについては神宮寺字二郷、下にまいりまして逢隈鹿島字東鹿島、次のページ19ページにいきまして、同じく字西郷、字東郷というところが、字鹿島という新たな字名になります。

次にちょうど真ん中から下のほうでございますが、字悠里。この字悠里についてはあくまでも公共ゾーンの位置を示している字名でございます。これについて

は逢隈鹿島字東鹿島、字東郷が、この悠里に該当します。

次に字鷺屋というのは、逢隈榎袋字石橋、次の20ページに入りまして逢隈榎袋字中斎、下にまいりまして逢隈鷺屋字関タリ、また下にまいりまして逢隈鷺屋字馬行、そして逢隈鷺屋字狭間、逢隈鷺屋字宮前、逢隈鷺屋字宮東、逢隈鷺屋字深町、次の21ページに入りまして、鷺屋字深町、高屋字柴北、逢隈高屋字石堂上、高屋字保原、逢隈高屋字保戸原、逢隈高屋字中野上、逢隈高屋字中野、次の22ページに入りまして、逢隈神宮寺字二郷、逢隈鹿島字東鹿島、これらが字鷺屋という新たな字名になります。

次にあらたな字名ということで、字上郡につきましては、逢隈下郡字明神、上郡字下、最後のページ23ページになりますけれども、逢隈上郡字下というふうな内容でございます。

こういう内容で24ページにそれらの字界の図がございます。今回の新しい区画での字界については、合理的な字界にするということで、遠くの圃場整備で行った換地と全く同じような名前で、内容でですね、逢隈東部については字高屋、字牛袋、字十字、字榎袋、字蕨ということで、新たな字名は5つを選定したところでございます。今回の西部地区については簡素化されることを念頭に置きまして、大字は省略する、省くと。小字のみの表示とする。これは将来的に住所表示の変更をする場合に、やはり大字はどうしても住所表示が長くなるので、短くしたほうがいいんじゃないかということで、小字のみの表示。新小字名の現在の行政区名を生かすことで、検討委員会にこの付託がされましたので、検討委員会で結論を得たものでございます。それぞれ小字の名については、亘理町の基礎を築いたと言われる伊達成実公が亘理に入府する以前から存在したと思われる歴史、伝統を加味し、由緒ある集落名を意図したものを新字名にすることが、一番適切であるものということから、選定されたものでございます。

公共ゾーンの字名については、当該地区の周辺の悠里館等で広く親しまれている悠里を選定し、ふるさとの歴史を伝承していく悠々の里として、当検討委員会では結論をいただいたところでございました。

そういうことから今回、この字界図でおわかりのとおり、道路、水路、公共的施設の側線を取り、まず東西には神宮寺高屋線、南北には岩地蔵排水路を境に、農地を今回4ブロックとして、公共ゾーンは1ブロックとしたところでござい

す。そういうことから、まず右側の字界図で24ページでございますが、高屋神宮寺線の上のところ、字については、新たな字名は、字榎袋という形をつけさせていただきました。ここの受益面積は、128.4ヘクタールでございます。ここが一番大きな面積になっております。

その下、右側の下になりますけれども、ここについては町道神宮寺高屋線の南側、岩地蔵排水路の東側ということで、ここの新たな字名については字鷺屋という名称でさせていただきました。

面積は126ヘクタールでございます。

次に上にまいりまして、左側でございますが。上段の左側。ここににつきましては岩地蔵排水路が東側で、西側に小山幹線用水路、そして南側には町道神宮寺高屋線を境にさせていただいて、字名については、字上郡、面積が76.4ヘクタールでございます。

その下にまいりまして、これらについては町道神宮寺高屋線、そして小山幹線用水路、岩地蔵用水路に挟まれたところでございますが、これについては字鹿島という字名をつけさせていただいて、面積にして105.3ヘクタールでございます。

そしてちょうど一番この図面では下のほうに入ります、南側に位置するところについては、面積で12.7ヘクタール、12万7,000平米の面積でございますが、これは議員さんもおわかりとおおり、公共ゾーンの用地でございます。このところについては字悠里という名前をつけさせていただいたところでございます。

次に25ページをお願いしたいと思います。

関連いたしますので議案第19号、字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字を次のとおり変更するものとするということでございます。

26ページに、字の変更を必要とした理由については、先ほど議案第18号と同じでございますので、ここについては省略をさせていただきたいと思います。

27ページから29ページまで、逢隈東部で使った字榎袋というのを使ったらいんじゃないかという検討委員会の結果でございました。新たな字名にするよりは、行政区で使っている名前のほうが、将来的にもいいんじゃないかということで、字榎袋ということで、今回字名を変更させていただきたいということで、や

らせていただきました。これらについては、逢隈字明神、そして逢隈下郡字明神、同じく下郡字原、同じく下郡字横捲、次に逢隈上郡字下、逢隈榎袋字北郷、同じく字南郷。

28ページに入りまして、同じく南郷、そして字石橋、字中斎、字栗木、そして逢隈鷺屋字石堂、同じく字狭間、同じく字北原、29ページに入りまして、逢隈鷺屋字中在家、そして逢隈蕨戌、そして逢隈蕨字西田ということでございます。これらについて、字榎袋というふうな字名に変更させていただきたいということで、30ページに字界図がございますが、東部で使った分が上の部分でございます。ここについては59筆ございました。そういうことから逢隈東部では亙理町字榎袋59番まで使っておりますので、今回の字榎袋については、ちょうどこの図面の一番上の左から番号をつけていくということでございますので、左側の一番上の区画が亙理町字榎袋60というふうな番地になるということで、左から右に番号を順々に打っていくという形でございます。

ほかの圃場整備についても、上の左側から順次1番から地番を振っていくということで、今後土地改良区のほうで議会の議決をいただきましたら、県に申請して、そのような作業が今後行われるということでございます。

そういうことで今回、この部分については変更ということでお願いするところでございます。

内容については以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。まず、議案第18号 字の区域をあらたに画することについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 字の区域をあらたに画することについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 字の区域をあらたに画することについての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 字の区域の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 字の区域の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題にかかる質疑、討論、採決を終了いたしました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第20号 町道の路線廃止について

日程第18 議案第21号 町道の路線認定について

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第17、議案第20号 町道の路線廃止について及び日程第18、議案第21号 町道の路線認定についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第20号及び議案第21号について、当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、議案第20号、21号についてご説明を申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

議案第20号につきましては、エム・セテック株式会社の造成地内を通過しております町道4路線の一部を開発区域の中に地区編入したことによりまして、廃止する必要が生じたことから、現在認定している路線の全部を廃止いたしまして、議案第21号では、廃止した路線の起終点を変更して、再認定するものが6路線、道路管理上により、新たに1路線を追加いたしまして、合わせて7路線を認定するものでございます。

初めに、議案第20号からご説明いたします。

町道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

路線名につきましては堂田新丁線、上茨田堂田線、下茨田高屋線、渋田中町線で、4路線を廃止するものでございます。路線番号、起点、終点につきましては、省略をさせていただきます。

箇所図につきましては、32ページに載せておりますので、参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第21号についてご説明いたします。33ページになります。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

堂田線から芝西新丁線までの6路線につきましては、議案第20号で廃止した後に残る路線を、路線名と起終点を変更しまして、再認定するものでございます。

路線番号473の堂田線につきましては、起点を逢隈高屋字堂田1-2地先、終点を逢隈高屋字堂田54地先とするもので、34ページの箇所図では①の路線になります。起点側が黒丸印で、終点側を矢印で表しております。

次に路線番号475の下茨田1号線につきましては、起点を下茨田243地先、終点を字江下166-2地先とするもので、箇所図では②の路線になります。

路線番号476の下茨田2号線につきましては、起点を下茨田52-3地先、終点を

字江下168-2地先とするもので、箇所図では③の路線でございます。

路線番号477の中町江下線につきましては、起点を字中町東4-1地先、終点を字江下170-2地先とするもので、箇所図のほうでは④の路線になります。

路線番号768の高屋道下線につきましては、起点を逢隈高屋字道下152-1地先、終点を逢隈高屋字谷地中93-1地先とするもので、箇所図のほうでは⑤の路線となっております。

路線番号769の芝西新丁線につきましては、起点を字芝西290-4地先、終点を長瀬字西谷地95-4地先とするもので、箇所図では⑥の路線になります。

次に路線番号770の内浦北線ですが、この路線につきましては、道路改良工事が完了したということで、新たに認定する路線でございます。起点を吉田字内浦19-2地先、終点を吉田字内浦54-49地先とするものでございます。箇所図につきましては35ページの①の路線に記載しております。

以上、7路線を町道認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第20号町道の路線廃止についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 町道の路線廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題にかかる質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第19 議案第22号 亘理地区行政事務組合格約の変更について

議長（岩佐信一君） 日程第19、議案第22号 亘理地区行政事務組合格約の変更についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第22号 亘理地区行政事務組合格約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、亘理地区行政事務組合格約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更につきましては、37ページでございます。

読み上げます。

亘理地区行政事務組合格約の一部を変更する規約

亘理地区行政事務組合格約の一部を次のように変更する。

変更の内容でございますけれども、第1号部分でございます。この部分だけ読み上げます。

関係町の地方交付税法の規定に基づく消防費に係る基準財政需要額の総額に対する関係町ごとの構成割合をもって算定した額を、それぞれ関係町の当該年度にお

ける分担金とする。

これは要因については、新旧対照表の13ページでご説明申し上げます。

現行が右側で、改正案が左で、今読み上げましたのが改正案の内容でございます。

従来、現行につきましては、この部分を読み上げますと、「地方交付税法の規定に基づく消防費に係る基準財政需要額の算定において、関係町が消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令に基づく政令指定市町村として算定される基準財政需要額」とございます。この基準財政需要額が平成22年度より改正になりまして、その算定が不可能になったことが一番の要因でございます。それに基づいて、今まで（1）に基づいて算定していた基準財政需要額を、そのまま負担金として亘理地区行政事務組合のほうに、亘理、山元両町で負担していたということでございます。それでも足りない分については、（2）の人口割で負担していたということで従来やってまいりました。先ほど申し上げましたように、この基準財政需要額が算定不可能になったため、左の改正案のとおり、消防費全体での額を構成割合にして、率に直して全体の必要額を算定して負担するというふうに変えたわけでございます。この改正案の中身につきましては、平成24年を消防の本部を合併して3つのブロックに分けたいという県の意向もございます。県の北部、中部、それから南部ということで、亘理につきましては、亘理消防本部と名取、岩沼、それから仙南の消防本部、この4つを対象に、広域化を進めているという内容でございました。それに合わせて、仙南の消防本部では改正案のような算定の方式で負担金、分担金を各町から負担していただくという内容になっておりますので、それらも見据えますと、仙南の消防本部に対する負担金の案のほうの方が非常にいいのではないかという両町の協議が調いましたので、今回行政事務組合のほうから協議という形で町のほうに来たわけでございます。それにつきまして議会の議決をいただくという内容のものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 亶理地区行政事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 亶理地区行政事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第8号）

議長（岩佐信一君） 日程第20、議案第23号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件について議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第23号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

平成21年度亶理町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,761万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,006万7,000円とするものであります。

第2条繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

次に第3条地方債の補正。地方債の変更は第2表地方債補正によるものであります。

今回の全般的な補正内容でございますが、すべての項目において交付金、補助金等の確定によるもの。そのほかについては事業費の確定により精査したものでありますので、主な項目のみの説明とさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げますので、22ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出のほうでございますが、まず初めに2款の総務費でございます。主なものについては中段の5目財産管理経費で、195万円の増額補正でございますが、今回説明の欄にありますように、工事請負費ということで同額でございます。一つは庁舎の3階の大広間、現在畳敷きになっておりますけれども、やはり大変庁舎内会議が多くて、狭隘しているということでございまして、やはり長時間の会議に座ってやるというのは大変ですし、また畳が老朽化しているものですから、かなりごみがつくということで、畳がえするのに何十萬円の経費がかかると、そういうふうな総合的なことを考えますと、やはりフローリングに改修したいということでの経費と、一部は西側にあります包括支援センターの業務関係で、相談業務がどうしても部屋が狭いものですから、隣の倉庫を改修するという内容の工事費でございます。

次に下のほうにまいりまして、12款基金管理費でございます。1億32万2,000円の追加補正でございますが、説明の欄のところの5のところでの庁舎建設基金費というところで、今回歳入歳出の歳入超について、歳入額について、今回庁舎建設基金に1億円を積みたいということで、利息を含めまして1億10万6,000円基金に積み立てる経費を計上させていただいたところでございます。

次に24ページをお願いしたいと思ひます。

4項の選挙費でございますが、3目と6目でございます。衆議院議員選挙と宮城県知事選挙については終了しておりますので、事業費の精査によって減額でございます。

次に26ページをお開きいただきたいと思ひます。

26ページについては、3款の民生費でございますが、3款1項3目老人福祉費で342万5,000円の追加補正でございますが、27ページの説明の欄で後期高齢者の医療特別会計への繰り出しということで、保険財政安定基金の確定等によりまして、今回増額で繰出金を増額するものでございます。

次のページ28ページをお開きいただきたいと思ひます。

障害者福祉費の中で、29ページの説明の欄の中に、心身障害者の医療費支給費ということで上段ありますけれども、20節の扶助費、やはり心身障害者の医療費

の助成が、当初見込みよりも、前回補正したわけでございますけれども、なお足りないということで、135万円8,000円を追加させていただいているところでございます。

次に2項児童福祉費の中の1目児童福祉総務費でございますが、444万2,000円の追加補正でございますが、これについては現在の民主党政権の中で子ども手当を支給するというので、22年の4月から、支給するわけですが、その子ども手当を支給するための電算のシステムの導入委託料ということで、所要の額を計上しているところでございます。これについては満額国の補助ということでございます。

次に2目の児童館費704万6,000円の減額補正については、互理町の中央児童センター等の建設事業費でございますが、事業費の精査の結果、この建物については3月1日に竣工検査を完了しております。そういうことから事業費の確定によって減額をするものでございます。若干、18節で備品購入費、必要な備品がございますので、142万2,000円ほど追加しておりますけれども、そういうふうな内容でございます。

その次に4目の児童措置費でございますが、4,678万1,000円の減額補正でございますが、説明の欄を見ていただきますと、保育園の経費ということでの13節逢隈保育園入所児童措置委託料ということで、1,126万2,000円の減額でございます。これについては措置費の単価の見直しがありまして、単価が引き下がったことによりまして、委託料の減額ということでございます。

その下に6として子育て応援特別手当支給費3,551万9,000円の減額でございますが、これについては民主党政権のときに本年度も3万6,000円、3歳、4歳の子供さん方に子ども手当を支給するということですが、政権が変わりましてこれについては廃止をするということでございますから、今回減額するものでございます。

次のページ30ページでございます。

4款の衛生費でございます。4款1項2目の予防費でございますが、1,541万9,000円の減額補正でございます。これについては昨年から世界的に発生しました新型インフルエンザの接種事業の委託料でございます。委託料と補助金、これは町外の医療機関で受けた場合には償還払いということで補助金で対応しておりま

したが、これらの事業について、途中から国の方針で中学生以上2回接種を1回に変更になるというようなことも含めまして、経費が確定したことによって減額するものでございます。

次に3目の健康増進費1,140万円の減額については、13節の委託料の減額でございまして、各種健診の事業が精査したことによりまして、減額ということになったわけでございます。

次に第5款の労働費1項2目の勤労青少年ホーム管理費、870万円の追加補正でございしますが、これについてはきめ細かな国の二次補正の交付金を使いまして、現在勤労青少年ホームの屋上の防水等の経費でございます。

次に32ページをお願いしたいと思います。

6款の農林水産業費でございますが、これの6項6目の農地費でございます。642万6,000円の減額でございますが、33ページの説明欄をごらんいただきますと、ちょうど真ん中のところに県営農地整備事業ということで19節の負担金補助及び交付金のところで逢隈西部のほうの経営体育成基盤整備事業の負担金と、吉田中部の土地改良調査計画の事業負担金、それぞれ事業費の確定によりまして減額補正となっているところでございます。

次に8目の食糧自給総合対策費518万7,000円の減額でございますが、説明欄の4の生産調整推進事業費の19節の補助金関係が確定したことによりまして、減額補正でございます。

最後に9目の農業用施設整備費ということで1,111万円の減額補正でございますが、これについての内容については逢隈北部地区の農村総合整備事業、次の34ページ、35ページの工事請負費の確定によりまして、工事請負費で971万7,000円、その他事務費等で1,111万円の減額補正となったところでございます。

7款の商工費でございます。7款1項4目企業誘致対策費495万9,000円の減額については、亘理町工業用地等の造成事業特別会計の繰出金の事業費精査により、減額するものでございます。

次に36ページをお開きいただきたいと思います。

8款の土木費の中の2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費300万円の減額については、委託料を5目に組み替えするものでございます。5目の橋梁新設改良費ということで9,400万円の追加補正でございます。内容については委託料として

1,100万円、工事請負費で8,300万円。項目については記載のとおりでございます。

次に4項5目の都市計画費の街路事業費333万円の追加補正でございますが、説明欄の5のところの街路地方特定道路整備事業ということで610万円の減額。これは南町鹿島線の事業費の精査により減額したものでございます。工事請負費、公有財産購入費それぞれ減額になったわけでございますが、特に公有財産購入費、土地の購入費については、今回は外国人の方の相続がございまして、まとまったわけでございますけれども、現在まだ登記中なものですから、もう少し時間がかかるということで、今回事業費の精査をさせていただいたところでございます。

その下の6ということで、県営街路事業ということで、これは議員の皆さんもおわかりのとおり、駅前大通線県営街路事業でございます。これについては当初4,300万円で町負担が1割でございますから430万円を計上したわけでございますが、今回県の全体事業費の見直しということで、9,430万円を追加して、繰越事業を実施したいということで、街路事業については1億3,730万円、県営事業ということで、今回間もなく事業の発注になるかと思っておりますけれども、年度を越えてなるかと思っておりますけれども、それらの負担金でございます。特に工事は6号線のほうの交差点から始まるというような内容でございます。

次に9款消防費1項1目の常備消防費1,233万2,000円の減額については、先ほど総務課長さんがご説明したとおりでございますが、今年度の21年度の分担金の確定により減額するものでございます。

次に38ページをお開きいただきたいと思っております。

同じく9款の消防費の中の5目防災費でございます。755万9,000円の増額補正については、工事請負費ということで、全国瞬時警報システム接続工事ということで、これについては国のほうの満額補助で行う緊急通報のシステムの工事でございます。

次に10款の教育費、特にでございますが、2項1目の学校管理費120万円の増額補正については、備品購入費ということでございますが、これについては22年度4月から亘理小学校は1クラスふえるということで、備品が足りなくなるということでございます。そのほかに高屋小学校、長瀬小学校の特別支援学級等の備品が不足しているということでの総額でございます。

あと、次の40ページからいろいろと減額の補正がありますけれども、これは事業費の精査によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に歳入のほうをご説明申し上げますので、10ページをお願いします。

10ページの2の歳入でございます。

まず初めに1款の町税に関しましてご説明を申し上げます。

1款1項1目の個人町民税について、今回は1,700万円の減額補正でございます。やはり所得がかなり伸びていないということでございまして、当初見込みよりこのくらいの収入が見込めないということで減額するものでございます。

同じく2目の法人町民税についても、今回5,000万円の減額補正をするものでございまして、企業のほうもやはりこの景況感の中でなかなかもとに戻っていないというふうな状況でございまして、5,000万円見込めないということで、今回それぞれ均等割、法人税割で。法人税割がかなり落ちているわけでございますけれども、以上の内容でございます。

次に2項1目の固定資産税でございますが、1,200万円の増額ということでございますが、こういうふうな経済状況の中で亘理町に家を建てる方があるということで、それらの事業費の精査によって増額補正するものでございます。

次に2款の地方譲与税から、次の12ページの8款の地方特例交付金までについては、交付金それぞれ事業費の確定ということで減額または増額でございますので、内容については県から示された数字でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

真ん中から下のほうの9款のほうをご説明申し上げます。

9款1項1目の地方交付税、今回の補正額が1億6,499万3,000円の増額補正でございます。今回普通地方交付税、本年度の確定により増額補正をするわけでございます。本年度の普通地方交付税については当初予算よりも2億4,502万5,000円の増というふうな内容になったところでございます。

その次に11款の分担金及び負担金の2項1目民生費負担金671万3,000円の減額については、保育所の負担金の減ということでございまして、保育所の入所者の当初見込みの階層区分が、所得が落ちている関係で下がったということで、保育料が少なくなるということでの減額補正でございます。

次に14ページ、お願いしたいと思っております。

14ページの13款、国庫支出金でございますが、ここにつきましては13款1項1目の民生費国庫負担金679万9,000円の減額でございますが、これについての主なものについては、1節の児童福祉費の負担金でございます。保育所の措置費の負担金の減額というのは、措置単価が改正により引き下がったということでございます。

次に2目の衛生費国庫負担金については、299万9,000円の減額補正でございますが、説明の欄にありますように、1節保健衛生費負担金ということで、健康増進事業等の負担金ということでございます。これは女性特有のがん検診事業ということで、無料クーポンを発行しての事業でございます。子宮がんと乳がんの検診の2項目について事業費が確定になったことによりまして、今回減額するものでございます。

次に2項国庫補助金の中の1目民生費国庫補助金5,157万6,000円の減額につきましては、3節の児童福祉費補助金の中で、⑤というのがございますけれども、児童厚生施設等の整備費補助金。これは中央児童センターの補助金でございます。国が3分の1、県が3分の1ということで補助になっておりますけれども、今回やはり国の補助金が県補助金を経由してくるということでございますので、今回2,365万3,000円を減額して、県補助金を追加しておりますので、歳入の中身としては同額というふうな形になっております。

次に⑥というのが二酸化炭素抑制対策事業補助金というのは、中央児童センターに20キロの太陽光発電設備を設置したわけでございますが、これの補助確定によりまして449万6,000円の増額ということでの補正内容でございます。

⑧は子育て応援特別手当の補助金の減額、あと、子ども手当の事務費の補助金ということで、システムの導入経費でございます。

その次に9目の総務費国庫補助金ということで、補正額が8,352万2,000円の増額補正でございます。

これは過般、国のほうの第二次補正でございます地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業でございます。荒浜の勤労青少年ホームの屋上防水事業と狐塚橋と亘中東橋の橋梁の架けかえ等の事業経費でございます。

今回8,352万2,000円の配分ということで、当初進めてきたわけでございますが、昨日、本町においては9,970万円を一般財源1,617万8,000円を投入して、落札

額があるということを想定してやはり事業費割れをしないようにということで一般財源を入れたわけですけれども、二次配分がおかげさまで来ました。今回1,617万8,000円で、合計で9,970万円の追加内示が来たわけですけれども、あくまでもこれは内示でございますので、今回はこれについては繰り越しをする予定になっておりますので、来年度の予算で対応するという形になりますので、一応お知らせだけしておかせていただきたいと思います。

次に14款の県支出金の1項1目民生費負担金、これについては169万7,000円の減額については、ここに書かれているとおりの内容でございます。保育所の措置費の負担金の減額、後期高齢者の保険基盤安定繰入金が確定したことによって増額、それらの相殺でございます。

次に16ページをお願いしたいと思います。

まず上段のほうの2目の民生費県補助金2,397万円、これについての増額補正は、先ほどご説明したとおり、国の補助金が県の補助金になったということで、中央児童センターの補助金が主な内容でございます。

あと、3目の衛生費県補助金641万3,000円の減額については、1目の保健衛生費補助金⑨の予防接種事業補助金ということでのインフルエンザ関係が610万9,000円減額になるということでの額でございます。

あと4目の農林水産業費県補助金については740万8,000円、村づくり交付金の国・県の分の事業費の精算でございます。

7目の消防費県補助金については、745万9,000円の追加補正でございますが、これについては先ほどから説明しているとおり、全国瞬時警報システム整備事業交付金ということで、今年度交付されることによる増額でございます。

下にまいりまして、16款で説明をさせていただきます。寄附金でございます。次のページをお開きいただきたいと思います。18ページ。

1目の寄附金ですが、今回補正額として50万円ございまして、説明欄に記載がありますが、一般寄附金ということで、東京都の渋谷区の鈴木周三様から30万円、亘理町の匿名者から10万円、亘理町字新町の佐々木みね様から10万円をいただいた内容でございます。佐々木みねさんは亡くなる前にいただいたものですから、ここには「故」は掲載しておりませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

次に17款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金ということで、今回5,068万2,000円の減額については、歳入歳出財源の調整ということで、繰入金を戻し入れる内容になっております。

次に19款の諸収入では、1項1目の延滞金、これについては900万円の増額補正でございます。これは町税の延滞金の収入超ということでございまして、900万円を追加補正するものでございます。

あと4項1目の雑入ということで、695万9,000円の増額がありますが、それぞれの雑入でございますので、ごらんをいただければと思っております。

特に学校の雑入ということで302万円ほどの減額になっておりますけれども、これは学校給食の台風とインフルエンザの学級閉鎖または学年閉鎖等がありまして、給食が2日前に要らなくなったという報告をいただいた分で、保護者のほうから納付金を徴収することができませんので、その分の1万1,000食以上の分を今回減額するものでございます。

最後に20款の町債でございますが、20款1項2目の農林水産業費で970万円の減額補正については、県営事業の漁港修築事業債270万円、次のページの20ページでございますが、農業基盤整備事業債700万円の減額でございます。

そのほかに4目の土木費で550万円の減額については街路事業費の確定によりまして、減額するものでございます。

最後に第2表、第3表の説明をしますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページ第2表は、繰越明許費から説明をさせていただきたいと思います。

説明については、款、項、事業名、金額というふうにご説明をさせていただきます。

労働費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業ということで、これは勤労青少年ホームの屋上等の防水工事870万円を繰り越すものでございます。

次の土木費の道路橋梁費、同じく交付金事業で狐塚橋・亘中東橋かけかえ等の事業について9,100万円を繰り越すものでございます。

同じく土木費の都市計画費で、県営街路事業費、駅前大通線事業負担金で1,062万円を繰り越すものでございます。

最後に消防費でございますが、防災施設整備事業費ということで、全国瞬時警報システム整備事業接続工事755万9,000円を今回繰越明許をさせていただくものでございます。

次に第3表、地方債の補正の変更でございます。

記載の目的、補正前、補正後、というふうにご説明いたします。

農業基盤整備事業債については、今回4,340万円ということで前回よりも3,640万円から増額を変更するものでございます。

同じく漁港修築事業についても、1,080万円から1,350万円に変更するものでございます。

都市計画事業については、3,900万円から3,350万円に限度額を変更するものでございます。

消防費については、40万円の減額で370万円から330万円に変更するものでございます。

記載の方法、利率、償還方法については、補正前と同じでございます。

説明が、大変すみませんでした。

以上で内容の説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 31ページ。5款1項2目15節。37ページ、8款2項5目15節。この事業は2010年度の当初予算及び補正予算も含めて、2010年度に予定している工事ですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 当初予算のヒアリングの中に、この項目が出てきた事業ということで、今回その予算査定の際に、ちょうど国のほうからこういうふうな形ということでの説明があったことによって、前倒ししたというような状況でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） そうしますと、国の補助金が両方の工事合わせて8,352万2,000円ですか、これが前倒しされたことによって、町の負担が軽くなった、余裕ができたというふうに理解してよろしいのか、ということ。

もう1点目、39ページ9款1項5目15節、全国瞬時警報システム、これは警報の情報となる、警報の対象となる情報が18項目あります。この項目には住民にとって必要な情報、例えば津波、緊急地震速報、気象警報、と同時に国民保護計画に基づく情報、例えば弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報などが含まれております。この全国瞬時警報システムの目的の一つに、住民を国民保護計画に組み込むねらいがあるというふうに見ることもできるんですけども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず前段でございますが、今回のきめ細かな交付金で、3事業等を実施することによって、この財源が国の交付金で対応できるということになりますと、当然22年度のこの財源については他の事業に回せるということでございますので、議員さんのおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） この全国瞬時警報システム関係につきましては、国民保護計画に基づいて住民の安全安心を早急に、瞬時に情報提供して守るという意味でございますので、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） この全国瞬時警報システムをめぐっては、2008年6月30日、福井県の美浜町で重大な事態が発生しております。そしてそれを踏まえて美浜町は総務省消防局に要望をしております。どういう事態だったのか、そして総務省が美浜町の要望にどういう対応をしたのか、述べてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 私の記憶では、そういう事態にないにもかかわらず、ミサイル情報を美浜町のJアラートの中に入ったというふうなことで話題になったと思います。恐らく、総務省のほうにかけ合って、早急に、こういう事態がないようにということで、検討しているはずですけども、今回私もネットで調べたんですけども、津波の情報の際、当然一番最初に警報がございました。既に設置されているところも当然2年前からございますので、その町なり市の中に、その情報に加えて、例えば1日の9時半ごろの予定だったんですけども、それを過ぎて夜の7時なり、あるいは9時なりに再び警報が発せられたという事態も生じたよう

でございます。それは総務省からの発信が悪いのか、機械自体に問題があるのか、原因がわからないんですけれども、そういうことを踏まえますと、非常に我々も心配です。宮城県は今からですので、恐らく宮城県から説明なり、全国瞬時警報システムにつきましては、その運用について万全を期していただきたい旨、会議等がございましたら強く言ってまいりたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 3点ほど質問します。

23ページの。庁舎建設基金1億円。この中では、庁舎建設基金の将来の予定額はどのくらいに設定しているのか。設定する以上に、庁舎を建てるためにはどのくらいのボリューム、どのくらいの金で建てる、どのくらいの必要額、というのがあって、それに合わせてこういう基金は積み立てるものだと私は考えています。建設費用そのもの自体が50億か100億かわかりませんが、それらがあって、今回は1億円ですけれども。そういう計画の下にこういうものがあると。この辺について一つです。

次に29ページの保育園経費。逢隈保育園の経費で1,100万円ほど減額しております。これは説明によると保育単価が下がったから、国の保育単価が下がったから歳出でこのくらい落としていると、それで歳入でも900万円ほど保育単価の減額で落としているという形なんですけれども、逢隈保育園自体で今の3月の時期に1,100万円の減額をされた場合、運営費部分で、どのように対応をするのか。また、逢隈保育園は民間だからこういう減額を出されるけれども、町内のそのほかの公立保育園も同じように国・県負担金は保育単価が下がれば下がるはずですが。それらに対する減額はどのような措置をするのか。それらについて伺います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず初めに、23ページでございます庁舎建設基金の積み立てでございますが、今回1億円を積み立てるということで、庁舎建設費については21年度末で8億3,190万4,000円になるというふうな額になります。そしてこの額について、庁舎を建設するための必要経費等については、22年度で第4次総合発展計画の後期計画を策定するようになっております。その中で庁舎建設費の事業費等を検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは2点目の逢隈保育園の措置費の件でございますけれども、この1,100万円ほどの減額につきましては、実は予算措置する際、平成19年に1億600万円というふうな実績がございました。そういったこともありまして、一つには若干多目に組んだという部分も、まずはございます。あと、これは町の予算でございまして、逢隈保育園につきましては月々実績に応じての報告ということでやっておりますので、最初にこの分を示していきなり減額ということではございませんので、ご了解いただければと思っております。

あと、参考までになんですけども、今年度の決算見込み額としましては、ほぼ前年並みという状況でございます。町のほうにつきましても、やはり所得が落ちたということで、やはり段階の部分が下がっている全体的な状況がございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 1問目の庁舎建設基金です。今後22年の第4次総合発展計画で検討するということですけども、この庁舎建設基金というのは相当前からこの項目を持っていると思います。私は前に質問したことがあるのは、公共ゾーンの5つの分で、ある程度平成13年におおよその概算というのは算定しているんです。全部あったらどのくらいのものだというのは、それらを基にしてこのような基金積み立てをやっているのかと思ったんです。それが全然箱物の分は予定にないと。それで積み立てをすると。予定額もわからないと。そういう形の積み立てというのは、ちょっと説明として不足しているのかなと。大体我々が家を建てるとしたら、2,000万円の家を建てると思ったら、5年計画でどのくらいずつ積み立てをしていくと、そういう建設計画というのはつくるものだと思います。それも何もなくて1億円余ったから1億円。なかったら3,000万円。そういう計画ではなくて、やっぱり箱物の建設予定があるならば、年次計画で2億円ずつ積もうとか、そのような計画でこういうものが発生すると私は考えるんです。その辺の計画が、ちょっと考え方からも皆さんに対する示し方が悪いと。

逢隈保育園の分についてはある程度理解しました。ただ当初予算の保育単価が19年度を参考にしたんだというけれども、施設側からすれば一瞬びっくりすることもあると思われるので。人数的な多い少ないはあると思うんですけども、やっ

ばり保育単価が19年度と20年度、21年度、そうした場合そんなに落ちるような保育単価の国の設定というのではないと思うんですけれども、余りにも急に差が出てくるとするのは、そんなに上下幅はないと思うんです。ただ補助率が下がるとか、そういうことはあるんですけども。その辺の算定において、ちょっとあくまでも前年度を見るではなくて、階層別にはなかなか認定するのは難しいと思うけれども、20年度を算定の基礎にするとか、その辺の当初予算を算定するときの仕方を、近い額で算定していったほうがいいのかなどということで、参考までに話しておきます。あとはお答えください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 確かに鈴木議員さんのおっしゃるとおり、13年に基本構想、公共ゾーンです。基本構想の中で全体的な見込みの概算の事業費というのは100億を超える額は出しているかと思えます。その中で庁舎建設についてもかなり大きい金額が出ているわけがございます。ただ、今のこのような財政状況の厳しい状況の中で、やはりそのような建物の積み立てを実現できるというふうな状況にはないんじゃないかというふうに、財政当局としては見ているわけがございます。ですから、少しでも庁舎建設に関しては起債等の対応が、ほとんど特別なものがございませぬので、できるだけ予算を切り詰めながら、やはり災害のときの拠点となるのが本庁舎ではないかというふうに考えているわけですので、そういう意味からしても、現在の庁舎については耐震補強をしなければならないという状況もございませぬし、そういう意味からして、少しでも財源を基金に積み立て、ぜひ後期計画の中で方向性を見出していきたいということで、今回1億を考えたということで、今後についてもやはり、10億とかではとても庁舎は建ちませぬので、やはり計画的に可能な範囲内で積み立てを行って、早い時期に建設ができればいいんじゃないかということで、当局のほうでは考えているところでございませぬ。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、耐震診断の結果、補強建物だというような話が出たんですけれども、耐震診断の結果はまだ我々には報告されておられません。そういうことで、この建物が災害のときの拠点になるとかという話だったんですけれども、実際にそのような災害拠点になるような建物であれば、早急に、耐震診断の結果も出て

いるのであれば、それなりの対応はしなくてはならない。耐震診断の結果においてどの程度の補強をする必要があるのか。それによってどれくらい耐用年数が延びるのか。そういうものも検討して、こういう庁舎建設基金を積み立てる。その辺を検討していかないと、ただ単に無計画な積み立てでは、もしかしてこれが今の時代、無利子の時代に、積み立てよりもっと有効な活用ができるかもわからない。そういうことも考えられるわけですね。その辺についてももう1回、最後をお願いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 耐震の結果については、報告はしているというふうに私は認識しておりますし、そういうことから緊急に耐震補強ができないということでございますので、問題がある箇所については、建物自体に加重をかけないように、事務整理をやっていただいて、できるだけ大災害のときに問題が出ないように、今現在いろいろと試行錯誤をしているところでございますので、これに関しましては、1億とか2億の数字でないものですから、ご理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 二つ質問します。

今、庁舎建設基金の積み立てでございますが、18ページ、町債残高が7億1,000万円ございます。借金をしてこちらで積み立てをするというのは、何か理由があればいかなものかなということと、2つ目は借りているほうの金利、それから積み立てようとする庁舎の積立金の金利がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。どちらかという、やはり借りているほうが高いのかなと。そうであれば、積み立てるよりも借りているほうに返したほうがいいのかという考えでございます。これが一つ。

2つ目、35ページでございます。下から2番目、観光施設整備事業経費ということで積立金がこれで幾らになるのか、内訳は恐らくフィッシャリーナの積立金と入湯税であろうと思います。それのおのおのの金額。まず合計の金額とおのおのの金額。そしてその使い道をお伺いしたいと思います。

以上、大きく2点でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君）　まず初めに庁舎建設基金の積み立てに関連しての庁舎建設基金のあり方で、1億円ぐらいのお金があるなら当然公債比率というか、起債の償還をしたらいんじゃないでしょうかというお話でございますが、町で今現在、起債を起こして借入れをしているものについては、繰上償還という制度がございません。公営企業または公共下水道会計の場合は十分に認められている制度がございまして、繰上償還というのが可能でございます。そういうふうな、要するに繰上償還ができない状況でありますので、やはり今後の将来を考えた場合に財政調整基金についても基準財政需要額以上には基本的には積み立てないように財政運営をやっていただきたいという県・国の指導もでございます。そういうことから、むやみやたらに歳入財源の余った分を、保留分を、財政調整基金に大きく積み上げるということは、基本的にはやはり交付税の算定にも大きく影響しますので、できないということでございます。そういうことから総合的に考えた場合、やはり将来必ず庁舎建設は早く実現をしたいということでございますので、庁舎建設に積んだと。ですから、繰上償還制度はないということで、町債については適正な額を計画的に積み立てをさせていただきたいというふうに考えております。私の分は以上です。

議長（岩佐信一君）　産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君）　まず、今回の観光施設整備事業の積立金30万3,000円なんですけれども、この内訳でございますが、一般寄附、東京都の鈴木周三様より30万円を寄附いただいております。また、3,000円につきましては利子等ということで、合計30万3,000円になっております。あと、今回の観光施設整備事業で、今現在の合計は6,846万5,000円でございます。また、観光施設整備事業の用途につきましては、観光施設整備でございますので、そういう看板とか、あとフィッシャリーナ等の改修等があればそれに使っていきたい。また、わたり温泉鳥の海の借金等が、いずれは返還の時期が来れば、これも充当していかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君）　高野　進議員。

17番（高野　進君）　今の観光施設整備の積立金ですが、6,800何がし、寄附もあろうと思うんですが、フィッシャリーナ幾ら、入湯税幾ら、寄附幾らと、大まかに三つにお教えいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） フィッシャリーナにつきましては、毎年350万円ほど計上しております。また、入湯税に関しましては、新年度の予算を見ますと約二千何百万だったと思いますけれども、わたり温泉ばかりじゃなくて、健康センターも入っておりますので、大体年間3,000万円ぐらいになるのかなと思っております。詳細については、後で出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時10分といたします。休憩。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第24号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（岩佐信一君） 日程第21、議案第24号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第24号 平成21年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

平成21年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,307万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,719万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正。地方債の追加及び変更は第2表地方債補正による。

それでは最初に歳入のほうからご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

歳入2款1項1目下水道使用料273万2,000円の増につきましては、使用料の増額により増額補正するものでございます。

6款2項1目雑入の1,384万5,000円につきましては、阿武隈川下流域下水道の維持管理負担金に係る剰余金の返還額でございます。

7款1項1目下水道事業債の3億4,870万円につきましては、1節公共下水道事業債と、2節流域下水道事業債で、繰上償還に伴う借りかえをする分でございます。

2目資本費平準化債の1,220万円の減額につきましては、公共下水道事業債を減額するものでございます。

次に11ページ、12ページをお開きください。

歳出1款1項1目一般管理費の832万3,000円の減額につきましては、負担金補助交付金で、阿武隈川下流下水道の起債元利償還の町村負担分の確定に伴います減額と、流域下水道の維持管理負担金の減によるものでございます。

3款1項1目元金の3億6,140万円の追加補正につきましては、23節の償還金利子及び割引料で、繰上償還分で1,270万円、借りかえに伴う繰上償還で3億4,870万円でございます。

2目の利子につきましては、増減はございませんけれども使用料の増あるいは維持管理負担金の減等がありましたので、当初予算から借入の予定を減額するもの

でございます。

次に4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正。追加分でございます。

地方債の目的と限度額。公共下水道借換債2億7,210万円。流域下水道事業借換債、7,660万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

変更。記載の目的、公共下水道資本費平準化債限度額、2億2,980万円から1,220万円を減額しまして、2億1,760万円とするものでございます。

記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、高利の起債を借りかえることによって、どのくらいの財源が軽減されるのですか。

上下水道課長（清野博文君） 全体で7,820万1,000円ほど減額になります。22年度分で軽減される分が、156万円ほどございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 平成21年度亘理町介護保険特別会計補正予

算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第22、議案第25号 平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第25号 平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

平成21年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,009万円とする。

今回の補正につきましては、高額医療介護合算サービス費の額につきまして、仮算定が終了したことに伴います補正と利息分の補正でございます。なお、高額医療介護合算サービス費につきましては、同じ医療保険の世帯内で医療分と介護分が合わせまして1年間分で所定の額、一定額以上を超えた場合、その分が戻るという制度でございます。ただ今年に限りまして、この制度の開始が20年の4月1日ということで、締めが7月31日となっておりますので、今年に限り1年半と。来年からは通常どおり8月から翌年の7月31日までということになる予定でございます。

それでは歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。

2款5項1目高額医療介護合算サービス費436万9,000円の増額補正でございます。今申し上げた内容での介護サービス費を予算化させていただいたものでございます。

5款1項1目基金積立金1万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子につきまして、積立金として積み立てるものでございます。

次に歳入をご説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

3款1項1目介護給付費負担金87万3,000円の増額補正。

同じく2項1目調整交付金21万8,000円の増額補正。

4款1項1目介護給付費交付金131万円の増額補正。

同じく5款1項1目介護給付費負担金54万6,000円。これらにつきましてはいずれも、先ほどご説明申し上げました高額医療介護合算サービス費に対しますルール分の負担分でございます。

6款1項1目利子及び配当金1万5,000円の増額補正でございますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金に係る利息でございます。

続きまして8款1項1目介護給付費繰入金54万6,000円の増額補正。

次のページにまいりまして、同じく2項1目介護給付費準備基金繰入金87万6,000円。この二つにつきましても先ほどと同じくルール分の負担分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成21年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成21年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 平成21年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第23、議案第26号 平成21年度亙理町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第26号 平成21年度互理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

平成21年度互理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,572万円とするものがございます。

今回の補正につきましては、精算等によりまして額の確定等に伴い補正するものでございます。

初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金362万7,000円の増額補正でございますが、説明にございますとおり、後期高齢者医療費保険料負担金135万8,000円並びに保険基盤安定負担金226万9,000円、合わせまして362万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして歳入のご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款1項1目事務費繰入金135万8,000円の増額補正でございます。

同じく2目保険基盤安定繰入金226万9,000円の増額補正でございますが、この基盤安定繰入金につきましては、ルール分の県からの170万2,000円と町からの分の56万7,000円、合わせまして226万9,000円を繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成21年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成21年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号 平成21年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第24、議案第27号 平成21年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第27号 平成21年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

平成21年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ495万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,764万8,000円とするものでございます。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目工業用地等造成事業費495万9,000円の減額補正でございますが、補正総額については事務費の精算によりまして減額するものでございまして、中で22節に補償補填及び賠償金ということで、896万9,000円の増額の補正でございますが、これにつきましては工業用地の中に上水道の配水管が布設されております。そういうことから、町道江下1号線、要するに給食センターのほうに行く道路でございますが、そちらのほうの西側の歩道に布設がえをしていただくという

ことで、上下水道課に受託工事をしたところでございます。その工事が確定した
ことによりまして、今回増額するものでございまして、その増額する経費につい
ては、工事請負費から財源を組み替えさせていただくものでございます。

そのほかに23節で償還金利子及び割引料ということで388万9,000円の減額で
ございますが、これについては国の許可を得まして起債を借りているわけでござい
ますが、当初予算の利率の見込みが1.80%で予算を措置したところでございま
すが、借り入れの実行を行ったことによって利率が1.67%ということで、当初利率
より下回ったことによって町債借入金の利子を減額するものでございます。

次に8ページ、9ページの歳入についてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般会計繰入金ということで、495万9,000円の減額補正でござい
ますが、これについては事務費の精査により一般会計へ繰入金を戻すものでござ
います。

内容については以上でございます。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成21年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算
(第3号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成21年度亙理町工業
用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第25 議案第28号 平成21年度亙理町水道事業会計補正予算
(第2号)

議長（岩佐信一君） 日程第25、議案第28号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第28号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

第1条、平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額は、次のとおり補正する。

支出第1款1項営業費用 既決予定額7億3,959万2,000円に2,019万9,000円を追加し、7億5,979万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。収入第1款1項企業債既決予定額5,000万円に2億1,380万円を追加し、2億6,380万円とするものでございます。

第2項工事負担金、既決予定額3,244万2,000円に479万1,000円を追加し、3,723万3,000円とするものですのでございます。

第4項他会計負担金、既決予定額200万円から40万円を減額し、160万円とするものでございます。

支出第1款1項建設改良費、既決予定額2億716万8,000円から40万円を減額し、2億676万8,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金、既決予定額1億4,292万1,000円に2億1,397万7,000円を追加し、3億5,689万8,000円とするものでございます。

第4条予算第5条に定めた企業債の予定額に次のとおり追加する。

起債の目的と限度額、亘理町水道事業借換債2億1,380万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出1款1項6目資産減耗費の2,019万9,000円の減額につきましては、改良工事等により水道管の撤去に伴い、残存価額分を資産から除去するものでございます。主なものにつきましては、エム・セテックの造成地内の水道管の撤去分が主なものでございます。

次に4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入1款1項1目企業債2億1,380万円の増額につきましては、平成21年度で3月25日に借りがえを予定しております繰上償還に伴う借換債でございます。

2項1目工事負担金479万1,000円の増額につきましては、受託工事のエム・セテック造成地内に伴う水道管移設工事、それから県事業の駅前大通線に伴う水道管移設工事の額が確定いたしましたので、増額補正するものでございます。

4項1目他会計負担金40万円の減額につきましては、消火栓の設置工事の額が確定いたしましたので減額するものでございます。

資本的支出。1款1項1目排水設備工事費40万円の減額につきましては、先ほどお話ししましたように消火栓の設置工事の額が確定し、減額するものでございます。

1款2項1目企業債償還金の2億1,397万7,000円につきましては、21年度に借りがえに伴います繰上償還分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1ページです。下水道と同じなんですけれども、繰上償還による借りがえで、財源は幾ら軽減される予定ですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 借りがえ前ですので、利率が決定していないために、一応、年2.4%で試算をいたしますと、全体で3,940万円ほどの軽減。それから22年度の軽減分が610万円ほどでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成21年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成21年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（岩佐信一君） 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案書の最後のページ、38ページでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。

記、住所といたしまして、亙理町逢隈十文字字佐渡188番地。氏名、佐藤徹郎。生年月日、昭和23年3月8日。

次ページに経歴並びに学歴等をお示ししておりますので、よろしくお願ひします。

経歴についてはただいまの議案のとおりでございます。学歴については、昭和41年3月仙台育英学園高等学校商業科を卒業され、職歴といたしましては昭和41年4月から44年の1月までの約3年間にわたりまして民間に勤務後に、昭和44年の3月に、当時の逢隈農業協同組合に採用され、平成20年の3月まで、約39年間勤務された方ございまして、職務といたしましては吉田あるいは亙理支所の支所長、そして本所の共済部長、金融部長、さらには内部監査室長ということで勤務された方でございます。その他の経歴といたしましては、亙理地区の交通安全協会の逢隈支部長、そしてまた暴走族根絶連絡協議会の役員等を行っている方ご

ございますので、人権擁護委員として最適任と認め、ご提案申し上げたところ
でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての
件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求
めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第27 議発第1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則につ
いて

議長（岩佐信一君） 日程第27、議発第1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則
についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 職員に議案を朗読させます。

職員（牛坂昌浩君） 朗読いたします。

議発第1号、平成22年3月5日亶理町議会議長岩佐信一殿。

提出者、亶理町議会議員佐藤 實。

賛成者、亶理町議会議員宍戸秀正。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり亶理町議会会議第13条第1項の規定により提出しま
す。

以上、朗読を終わります。

議長（岩佐信一君） 提出者から趣旨の説明を求めます。

佐藤 實議員、登壇。

〔佐藤 實議員 登壇〕

12番（佐藤 實君） それでは、朗読をもってご説明を申し上げます。

提出者、亶理町議会議員佐藤 實。

賛成者、亶理町議会議員宋戸秀正。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。

提出の理由、現行会議規則における請願の審査については、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会等に例外なく付議することになっていることから、請願の内容、並びに緊急性を考慮し、委員会付託を省略の上、本会議にて審議が行えるよう、会議規則を改正するものであります。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則。

亶理町議会会議規則の一部を次のように改正するものであります。

亶理町議会会議規則新旧対照表をもって説明を申し上げます。

現行第85条2項「会議に付した請願の委員会付託は、議会の議決で省略することができる」を追加するものであります。

以上、この規則は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

なお、本案は8人の議員さんの賛同を得てご提案申し上げます次第であります。何とぞ原案可決くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議発第1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時45分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶理町議会議長 岩佐信一

署名議員 熊澤 勇

署名議員 鞠子 幸則